

飯山市国民健康保険運営協議会 会議録（要旨）

- 1 日 時 平成29年12月25日（月）午後3時00分～午後4時09分
- 2 場 所 飯山市役所4階 全員協議会室
- 3 委員の出欠（敬称略、以下同じ）
出席委員 山本 芳幸 宮本 秋博 小林 賢一 高橋 智子
服部 達史 横田 純 岸田 勉 池田 澄子
阿部 澄雄 高橋 春三 佐藤 由姫

欠席委員 岩村 弘 関 聖二 古川 賢一 三橋 寛一
- 4 説明等のために会議に出席した理事者・職員
飯山市長 足立 正則
民生部長兼市民環境課長 清水 俊文 税務課長 江尻 浩和
税務課市民税係長 佐藤 恭史 市民環境課国保年金係長 中畠 静子
〃 市民税係 高津 翔 〃 国保年金係 小林 和幸 村山 富美
- 5 傍聴者 なし
- 6 諮 問 飯山市長から「飯山市国民健康保険税の課税額等について」諮問
- 7 協議事項 (1) 諮問の内容について
(2) 平成29年度飯山市国民健康保険特別会計決算見込みについて
(3) 平成30年度国民健康保険の概要（県移管）と飯山市国民健康保険特別会計について
(4) その他
- 7 会議録署名委員
横田 純 委員 佐藤 由姫 委員

1 開 会

事務局：皆様、師走のお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。ただいまより、飯山市国民健康保険運営協議会を開催します。お手元の次第にそって進めさせていただきます。まず、あいさつでございますが、運営協議会長よりお願いいたします。

2 あいさつ

会 長：皆様こんにちは。大変お寒い中ありがとうございます。市民にとって大切な国民健康保険でございますが、農業地帯が多く高齢化進んでいる中で、国保税の収入が少なく支出が多くなっているような状況がございます。そうした中、都道府県化の協議が何回か持たれているところですが、ある程度の数字が県から示されたとのことですので、それに関してご協議をお願いいたします。

事務局：ありがとうございます。引き続きまして足立市長から、ごあいさつをお願いいたします。

市 長：皆様お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。この飯山市国民健康保険運営協議会は、適切な国保税について答申いただく大切な諮問機関でございます。来年度より大きく国保制度が変わることになります。これまで市町村が皆様から国保税や国県から交付金をもらい医療機関へ支払うものとして運営しておりましたが、運営主体が県に移管されることになります。飯山市も例外ではないですが、小さな自治体では非常に運営が厳しくなっております。4月から県は各市町村でかかった医療費を負担し市へ交付するようになり市町村は納付金を支払うようになります。それを賄うための国保税について県はある程度標準的な税率を示しますが、それを見て市町村で決めなさいよというわけですが、現状各市町村でバラバラな状況です。なかなか統一するというわけにはまいりません。先日新聞でも各市町村の負担分について記事がでましたが、飯山市はまあ現状の中で何とかできそうかなというところです。また事務局から説明ありますが、これまでと背景が異なるところはありますが、検討していただくことは飯山市の適切な国保課税額について答申いただくということでございますので、よろしくご審議をお願いいたします。

3 会議録署名委員指名【会長が指名】

事務局：次第に沿って進めさせていただきますが、3番の会議録署名委員の指名について会長より指名をお願いします。

会 長：それでは本日の議事録署名人として、横田委員さん、佐藤委員さんよろしくをお願いいたします。

【署名委員】 横田 純 委員 ・ 佐藤 由姫 委員

4 諮 問

事務局：諮問につきましては、市長から池田会長にお渡しいただきますようお願いいた

します。

【市長 諮問書を朗読のうえ会長へ】

事務局：ありがとうございました。市長は他の公務が重なっておりますのでここで退席いたします。

【市長退席】

5 協議事項【進行：会長】

事務局：5番の協議事項に入る前に、本日税務課職員が出席しておりますので自己紹介いたします。

【税務課職員3名 自己紹介】

事務局：それでは協議事項になりますが、池田会長に進めていただきます。

(1) 諮問の内容について

会 長：それでは協議事項の(1)諮問の内容についてよろしくお願いします。

事務局：資料の2枚目ですがお願いします。

【別紙 諮問書について説明】

会 長：ありがとうございました。1として納付金に係る保険税課税額等の適正化、2として保険税額等の適正化に必要な事項 この2つについて答申していくこととなりますのでよろしくお願いします。

委 員：保険税の決定は県がするのではないのか。

事務局：県は納付金額を決定します。納付金額イコール税というわけではありません。税徴収の役割は市町村になります。

委 員：1番の保険税額の適正化というのは応能や応益をどうしていくかということですね。

事務局：それも含めてということです。

会 長：これに関して他によろしいでしょうか。

【委員了承】

(2) 平成29年度飯山市国民健康保険特別会計決算見込みについて

会 長：それでは2番目の平成29年度飯山市国民健康保険特別会計決算見込みについてよろしくをお願いします。

事務局：資料1とあります、A3のものです。よろしくをお願いします。

【資料1 1～3ページについて説明】

事務局：1ページ目の下段にあります基金残高についてご覧いただきたいのですが、平成28年度まで運営しておりまして、△となっているものは単年度赤字で基金を取り崩している状況です。平成28年度末で3,200万円の残高となっております。平成29年度においては歳入増として前期高齢者交付金が8,400万円ほど見込まれており、昨年度比で1億7000万ほど伸びているなど加味しますと、5,500万ほどの黒字になると見込んでの決算とご理解ください。

委 員：将来的な人口構成などから全体支出は伸びそうですか。

事務局：平成29年度まではこの予算のかたちですが、平成30年度からは県へ納付金を支払うかたちが変わるところもありますので、この後30年度の見込みについてもご説明いたします。

会 長：他によろしいでしょうか。

【委員了承】

(3) 平成30年度国民健康保険の概要（県移管）と飯山市国民健康保険特別会計について

会 長：それでは3番目の平成30年度国民健康保険制度の概要（県移管）と飯山市国民健康保険特別会計について説明をお願いします。

事務局：資料2とあるものをお願いします。制度の概要ですがこれまで説明してきたところと重複する点もございますがよろしくをお願いします。

【資料2 1～13ページについて説明】

平成30年度決算について、平成28年度と平成30年度仮係数試算の一人当たり保険税を比較した際の伸び率が95.85%となるため現行税率で成り立つものとみています。

会 長：何かご質問ございますか。

委 員：前回の会議で飯山市は前から4方式を採用しているということでしたが、これも継続ということですね。

事務局：そういうことです。

委員：そうすれば29年までやってきた応能・応益の割合も変えないということになりますね。

事務局：11ページの3方式②と4方式③は県から示された仮係数で試算されたもので、飯山市は税率を変えないで行くとすれば①のままになります。

委員：前期高齢者交付金が増えたということですが、来年以降はどうなりますか。

事務局：これについては、歳入歳出とも県の予算になります。交付金もないですが拠出金もありません。

事務局：平成30年度決算の納付金以外の大きな変更点として、医療給付については、県からの交付金で大部分が賄われます。

事務局：会計の単位が市から県になるので、その分負担金を払うものです。

委員：諮問の内容は国保の徴収をどうしていくべきかということですが、決算とはどのように関係するのか。

事務局：納付金に係る課税額の適正化という中で、納付金に対して今の税率で不足となれば変えなくてはいけないということになりますが、賄えれば変える必要はない。そういったことを2月までに答申をお願いしたいということです。

委員：県に納付する金額の算定について、どういう方式で徴収するか皆さんにお諮りするということですね。答申の内容は何年間の見越しとかありますか。来年また諮問するかもしれないということですか。

事務局：そういうことになります。県は毎年1月に市町村に納付金額をもとめてきますので、その時点で判断いただくことになります。

委員：医療費の増加などによって県がやっていけないとなれば、飯山市にも増額となってくるので、その時また答申するということですね。

会長：本日の協議事項は以上でよろしいでしょうか。それでは、その他としてお願いします。

6 その他

事務局：この後のスケジュールですが、1月に入りまして市町村の国保事業費納付金について、県から確定数値が示されたところで、もう一度運営協議会をお願いいたします。今の内容でほぼいけるとなれば、またその時点で議論いただき方向づけをお願いします。場合によっては、そこで答申案の検討にもなるかと思えます。そのあと2月に入りまして市長に答申いただき、3月に議会へ報告ということになります。また1月によろしくをお願いいたします。今後のスケジュールについては以上になります。

会 長：ありがとうございました。1月に納付金の確定通知がきたのちに皆様方にお集まりいただき運営協議会を開催ということですので、ご予定をお願いします。

7 閉 会

(終了 16 時 09 分)